

令和5年2月14日

令和5年 道央廃棄物処理組合議会
第1回定例会議案

道央廃棄物処理組合

目 次

- 報告第1号 例月現金出納検査の結果について（令和4年9月分）
- 報告第2号 例月現金出納検査の結果について（令和4年10月分）
- 報告第3号 例月現金出納検査の結果について（令和4年11月分）
- 報告第4号 例月現金出納検査の結果について（令和4年12月分）
- 報告第5号 定期監査の結果について
- 議案第1号 道央廃棄物処理組合個人情報保護に関する法律施行条例の制定
について
- 議案第2号 令和4年度道央廃棄物処理組合一般会計補正予算について
（第2回）
- 議案第3号 令和5年度道央廃棄物処理組合一般会計予算について
- 議案第4号 工事請負契約の変更について

例月現金出納検査の結果について

地方自治法第292条において準用する同法第235条の2第1項の規定により、令和4年9月分の例月現金出納検査を実施したので、その結果を同条第3項の規定により、別紙のとおり報告する。

令和4年10月20日

道央廃棄物処理組合議会議長 山崎昌則様

道央廃棄物処理組合監査委員 吉田弘幸

道央廃棄物処理組合監査委員 坂下一彦

1 検査の対象

令和4年9月分の道央廃棄物処理組合会計管理者所管一般会計並びに歳入歳出外に属する現金出納状況

2 検査の期日

令和4年10月18日～令和4年10月20日

3 検査を執行した委員

監査委員 吉田弘幸

監査委員 坂下一彦

4 検査の結果

(1) 収支の計数について

一般会計並びに歳入歳出外に属する現金を現金出納簿と照合した結果、正確であると認められた。

(2) 保管現金及び出納手続きについて

保管現金の現在高は正確であり、預金先及び出納方法も適切であると認められた。

(3) 収入及び支出関係について

それぞれ適正であると認められた。

例月現金出納検査の結果について

地方自治法第292条において準用する同法第235条の2第1項の規定により、令和4年10月分の例月現金出納検査を実施したので、その結果を同条第3項の規定により、別紙のとおり報告する。

令和4年11月24日

道央廃棄物処理組合議会議長 山崎昌則様

道央廃棄物処理組合監査委員 吉田弘幸

道央廃棄物処理組合監査委員 坂下一彦

1 検査の対象

令和4年10月分の道央廃棄物処理組合会計管理者所管一般会計並びに歳入歳出外に属する現金出納状況

2 検査の期日

令和4年11月19日～令和4年11月24日

3 検査を執行した委員

監査委員 吉田弘幸

監査委員 坂下一彦

4 検査の結果

(1) 収支の計数について

一般会計並びに歳入歳出外に属する現金を現金出納簿と照合した結果、正確であると認められた。

(2) 保管現金及び出納手続きについて

保管現金の現在高は正確であり、預金先及び出納方法も適切であると認められた。

(3) 収入及び支出関係について

それぞれ適正であると認められた。

例月現金出納検査の結果について

地方自治法第292条において準用する同法第235条の2第1項の規定により、令和4年11月分の例月現金出納検査を実施したので、その結果を同条第3項の規定により、別紙のとおり報告する。

令和4年12月22日

道央廃棄物処理組合議会議長 山崎昌則様

道央廃棄物処理組合監査委員 吉田弘幸

道央廃棄物処理組合監査委員 坂下一彦

1 検査の対象

令和4年11月分の道央廃棄物処理組合会計管理者所管一般会計並びに歳入歳出外に属する現金出納状況

2 検査の期日

令和4年12月21日～令和4年12月22日

3 検査を執行した委員

監査委員 吉田弘幸

監査委員 坂下一彦

4 検査の結果

(1) 収支の計数について

一般会計並びに歳入歳出外に属する現金を現金出納簿と照合した結果、正確であると認められた。

(2) 保管現金及び出納手続きについて

保管現金の現在高は正確であり、預金先及び出納方法も適切であると認められた。

(3) 収入及び支出関係について

それぞれ適正であると認められた。

例月現金出納検査の結果について

地方自治法第292条において準用する同法第235条の2第1項の規定により、令和4年12月分の例月現金出納検査を実施したので、その結果を同条第3項の規定により、別紙のとおり報告する。

令和5年1月23日

道央廃棄物処理組合議会議長 山崎昌則様

道央廃棄物処理組合監査委員 吉田弘幸

道央廃棄物処理組合監査委員 坂下一彦

1 検査の対象

令和4年12月分の道央廃棄物処理組合会計管理者所管一般会計並びに歳入歳出外に属する現金出納状況

2 検査の期日

令和5年1月19日～令和5年1月23日

3 検査を執行した委員

監査委員 吉田弘幸

監査委員 坂下一彦

4 検査の結果

(1) 収支の計数について

一般会計並びに歳入歳出外に属する現金を現金出納簿と照合した結果、正確であると認められた。

(2) 保管現金及び出納手続きについて

保管現金の現在高は正確であり、預金先及び出納方法も適切であると認められた。

(3) 収入及び支出関係について

それぞれ適正であると認められた。

定期監査の結果について

地方自治法第292条において準用する同法第199条第4項の規定により、令和4年度定期監査（財務事務監査）を実施したので、その結果を同条第9項の規定により、別紙のとおり報告する。

令和5年1月23日

道央廃棄物処理組合議会議長 山崎昌則様

道央廃棄物処理組合監査委員 吉田弘幸

道央廃棄物処理組合監査委員 坂下一彦

令和4年度定期監査（財務事務監査）報告書

1 監査の概要

(1) 監査の期間

令和4年12月3日から令和4年12月28日まで

(2) 監査の対象

道央廃棄物処理組合事務局企画課、総務課、施設課

(3) 監査の範囲及び方法

令和4年度4月から10月末までにおける財務に関する事務の執行が、関係法令、条例、規則等に基づき、公平普遍で計画的かつ効率的に行われているかについて、次の事項を重点として関係課から書類の提出を求め、書類審査を行い、必要に応じて関係職員からの事情聴取を行った。

ア 予算の執行は適正な権限者が行いその手続きは適正か。

イ 事務処理で法令等に違反するものはないか。

ウ 調定簿等関係書類は作成、整備されているか。

エ 違法、不当な支出又は不経済な支出はないか。

オ 支出の特例による支払方法（資金前渡、概算払、前金払、繰替払等）及び精算等の手続きは、法令等の定めによるところにより適時、適正に行われているか。

カ 随意契約による場合は原則として2名以上の者から見積書を徴しているか。また、例外的に1名の者から見積書を徴するときは、その理由は適正か。

キ 契約書、見積書等関係書類及び帳簿は确实かつ的確に整備されているか。
また、これらの内容は適正か。

2 監査の結果

今回の監査は、組合事務局の所掌事務を対象に、収入事務、支出事務、契約事務、財産管理事務及びこれらに関連する事務が関係法令等及び予算に基づき適正に執行されているかについて、主に前記の項目を重点に関係書類を検査するとともに、12月22日に関係職員から説明を聴取し実施した。

項目別監査結果は次のとおりであり、財務に関する事務は良好に執行されていると認められ、今後とも適正かつ効率的な事務の執行に努められるよう望むものである。なお、軽微な様式の変更は、担当に指示済みである。

(1) 収入事務関係

収入に関する事務については、主に調定から収入の整理に至るまで事務が適正に行われているかについて、調定書等の関係書類を対象に検査した結果、良好に執行されていると認められた。

(2) 支出事務関係

支出に関する事務については、違法、不当な支出又は不経済な支出がないかについて、旅行命令簿、金券類の受払簿、契約書類及びその他関係書類を対象に検査した結果、良好に執行されていると認められた。

(3) 契約事務関係

契約に関する事務については、契約の方法、手続、締結及び履行が関係法令等に基づいて適正に行われているかについて、設計書、仕様書、入札書、見積書、契約書、検査証及びその他関係書類を対象に検査した結果、良好に執行されていると認められた。

(4) 財産管理事務関係

財産管理に関する事務については、物品の管理等が適正に行われているかについて、関係書類を対象に検査した結果、良好に執行されていると認められた。

道央廃棄物処理組合個人情報の保護に関する法律施行条例の
制定について

道央廃棄物処理組合個人情報の保護に関する法律施行条例を次のとおり制定する。

令和 5 年 2 月 1 4 日提出

道央廃棄物処理組合管理者 山 口 幸太郎

(提案理由)

令和 3 年 5 月に個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）が改正され、全国的な統一ルールによる個人情報保護制度が令和 5 年 4 月 1 日から適用されることになったことから、法で委任された事項及び条例で定めることが認められた事項を規定するため、本案を提出する。

道央廃棄物処理組合個人情報保護に関する法律施行条例

(趣旨)

第1条 この条例は、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の規定に基づき、法の施行について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

(開示決定等の期限)

第3条 開示決定等は、開示請求があった日の翌日から起算して14日以内にしなければならない。ただし、法第77条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関（管理者、監査委員及び公平委員会をいう。以下この項において同じ。）は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(費用の負担)

第4条 法第87条第1項の規定により保有個人情報の写しの交付を受ける者は、実費の範囲内において費用を負担しなければならない。

(開示請求に係る手数料)

第5条 法第89条第2項の規定により納付しなければならない手数料の額は、無料とする。

(道央廃棄物処理組合個人情報保護審査会)

第6条 法の規定による審査請求について審査するため、道央廃棄物処理組合個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

- 2 審査会は、3人の委員をもって組織する。
- 3 委員は、個人情報保護に関し識見を有する者のうちから管理者が任命する。
- 4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(会長)

第7条 審査会に会長を置き、委員が互選する。

- 2 会長は、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名した委員がその職務を代理する。

(会議)

第8条 審査会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 審査会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(審査請求の審査の非公開)

第9条 審査会の行う審査請求の審査の手続は、公開しない。

(運営の委任)

第10条 第6条から前条までに定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

(補則)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

令和 4 年度道央廃棄物処理組合一般会計補正予算について
(第 2 回)

令和 4 年度道央廃棄物処理組合一般会計補正予算は、別冊 1 のとおりとする。

令和 5 年 2 月 1 4 日提出

道央廃棄物処理組合管理者 山口 幸太郎

令和5年度道央廃棄物処理組合一般会計予算について

令和5年度道央廃棄物処理組合一般会計予算は、別冊2のとおりとする。

令和5年2月14日提出

道央廃棄物処理組合管理者 山口 幸太郎

工事請負契約の変更について

次のとおり工事請負契約を変更する。

令和5年2月14日提出

道央廃棄物処理組合管理者 山口 幸太郎

1	工 事 名	道央廃棄物処理組合焼却施設建設工事
2	請負契約者	日立造船・五洋建設・丹波組 特定共同企業体 代表者 札幌市中央区北3条西4丁目1番地1 日立造船株式会社 北海道支社 支社長 戸田 憲治
3	現契約金額	11,724,624,549円
4	変更金額(増額)	548,071,304円
5	変更後契約金額	12,272,695,853円

(提案理由)

令和3年11月22日に議会の議決を経た「道央廃棄物処理組合焼却施設建設工事」の請負契約について、契約金額を増額変更するため、本案を提出する。